

補助金交付等に係る事務処理手続要綱

（目的等）

- 第 1 条 この要綱は、要綱等に基づく補助金の交付等、福祉の措置等について、一般に共通する事項を定めることによって、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の一層の保護に資することを目的とする。
- 2 所管部局長は、前項の目的を達成させるため、この要綱に基づき必要な措置を執るよう努めなければならない。

（定義）

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 補助金等 要綱等に基づく補助金、助成金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの（国及び他の地方公共団体の補助金等を除く。）及び貸付金をいう。
 - (2) 福祉の措置等 児童福祉法その他の福祉関係法令に基づく福祉施設への入所措置、在宅サービスの提供及び日常生活用具の給付をいう。
 - (3) 交付決定等 補助金等の交付決定及び福祉の措置等をいう。
 - (4) 返還命令等 補助金等の交付決定の取消し及び補助金等の返還命令をいう。
 - (5) 所管部局 川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）第 1 条に規定する局、同条例第 2 条の規定により設置された本部、市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会事務局をいう。
 - (6) 所管部局長 補助金等の所管部局長又は福祉の措置等の所管部局長をいう。

（準審査基準）

- 第 3 条 所管部局長は、申請（要綱等に基づき行われるものをいう。以下同じ。）に

より求められた交付決定等をするかどうかを判断するために必要とされる基準（以下「準審査基準」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 所管部局長は、準審査基準を定めるに当たっては、当該交付決定等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 所管部局長は、特別の支障があるときを除き、事務所における備付けその他の適当な方法により準審査基準を公にしておかななければならない。

（準標準処理期間）

第4条 所管部局長は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する交付決定等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている事務所における備付けその他適当な方法により公にしておかななければならない。

（申請に対する審査及び応答）

第5条 所管部局長は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。申請の形式上の要件に適合しない申請については、申請をした者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた交付決定等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第6条 所管部局長は、申請により求められた交付決定等を拒否する場合は、申請者に対し、同時に、当該拒否の理由を示さなければならない。ただし、要綱等に定められた交付決定等の要件又は公にされた準審査基準が客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する拒否を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（情報の提供）

第7条 所管部局長は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する交付決定等の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

- 2 所管局部長は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(返還命令等の基準)

第8条 所管局部長は、返還命令等をするかどうか又はどのような返還命令等とするかについてその要綱等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において、「準処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 所管局部長は、準処分基準を定めるに当たっては、当該返還命令等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(理由の提示)

第9条 所管部局長は、返還命令等をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該返還命令等の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで返還命令等をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

- 2 所管部局長は、前項のただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他返還命令等の後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、返還命令後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 返還命令等を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。